

若狭における福井県の「でたらめ行政」を検証する（その52）

こうちがわ

河内川ダム建設の無駄と無謀 その③④

河内川ダム建設工事に係る関西電力熊川発電所 補償について、県河川課長から公開質問状の回答

福井県知事杉本達治宛に提出した筆者松本の「公開質問状」（前号記載）に対する福井県土木部河川課長名久井孝史名の「回答書」が令和4年3月2日に送付されましたので以下その全文を紹介します。

なお、本件「回答書」が知事名ではなく河川課長名となっていることについては、3月2日の当日、電話口で応対された河川課担当職員の説明では納得できないので書面による説明を求め、検討する旨の返事を頂きましたが、令和4年3月1日現在、まだ書面は届いておりません。

河第 20 号
令和4年2月28日

福井県小浜市（以下 略）

松本 浩 様

福井県土木部河川課長
名久井 孝史

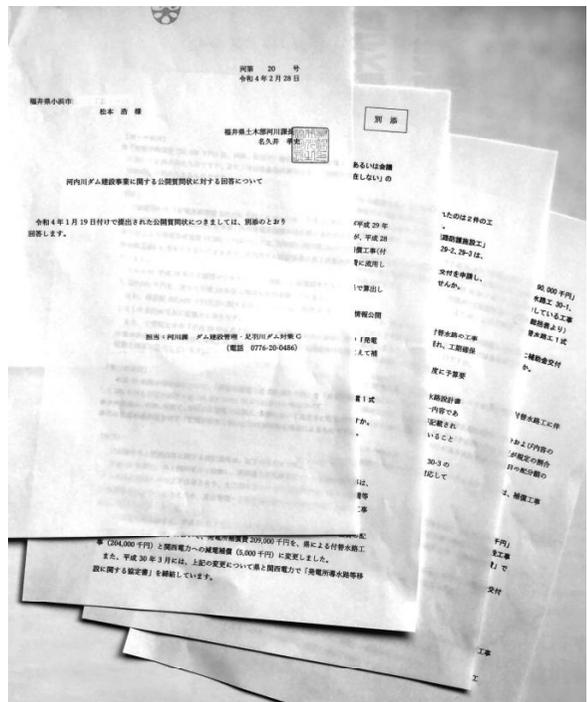
河内川ダム建設事業に関する公開質問
状に対する回答について

令和4年1月19日付けで提出された公開
質問状につきましては、別添のとおり回答
します。

担当：河川課

ダム建設管理・足羽川ダム対策G

（電話0776-20-0486）



別 添

【第一の質問】

- 「発電所補償費220,000千円」は、何時、何処で、如何なる部署又は個人、あるいは会議において企画されたものですか。また、その意志形成過程を示す「記録が存在しない」のは如何なる理由によるものですか。

(回答)

ご指摘頂いた「発電所補償費 220,000 千円」については、平成 28 年および平成 29 年 4 月に申請を行った「補助金交付申請」内の発電所補償の合計額と思われませんが、平成 28 年に計上した発電所補償費 11,000 千円については、当年度に関西電力がその補償工事(付替水路工事)に着手できないこととなり、河内川ダム建設事業に係る測量試験費に流用しています。

このため、平成 28 年度に建設コンサルタントへ委託した補償調査をもとに県で算出した 209,000 千円を、改めて平成 29 年度に補助金交付申請しています。

なお、補償額 209,000 千円算出に関する過程については、平成 30 年 8 月に情報公開しました委託成果品に記載のとおりです。

また、ご質問文中の『平成 28 年 6 月 7 日に県庁会議室で行われた協議』時の『発電所導水路撤去設置工事概算工事費』については、その後、必要な調査検討を踏まえて補償費を適正に算出しています。

【第二の質問】

平成29年度の補助金について、「発電所補償1式209,000千円」を「発電所補償1式5,000千円と付替水路工1式204,000千円」の二つに分けた件について

- 本件変更は、何時、何処で、如何なる部署又は個人、会議において決定されたものですか。
- その意志形成過程を示す「記録が存在しない」のは如何なる理由によるものですか。

(回答)

ご指摘のある変更内容に関する検討過程は、以下のとおりです。

平成 29 年度に、県と関西電力で協議し、関西電力が実施予定だった付替水路工事は、ダム本体に近接しかつ上下作業となり、土工等によって生じる振動や落石がダム設備等に影響を及ぼす恐れがあるため、安全管理・工程管理の面から水路本体部分を除く工事は県が行うこととしました。

この役割分担を踏まえ、平成 30 年 2 月の「平成 29 年度補助金交付決定額の経費の配分及び内容の変更申請」において、発電所補償費 209,000 千円を、県による付替水路工事(204,000 千円)と関西電力への減電補償(5,000 千円)に変更しました。

また、平成 30 年 3 月には、上記の変更について県と関西電力で「発電所導水路等移設に関する協定書」を締結しています。

【第三の質問】

前項質問の「付替水路工1式204,000千円」の用途工事として開示されたのは2件の工事(付替水路工29-2、29-3)のみで、合計金額が4,884,840円であった。

また、2件の工事は付替水路工30-1の「工事中道路工」及び「工事中道路防護施設工」と同一内容であるばかりか、当該施工場所の山林は民有林で、付替水路工29-2、29-3は、いずれも地元の施工許可を得る前に工事が完了していた。

- 福井県は、当該「204,000千円」の代価たる工事が存在しないのに補助金交付を申請し、国土交通省も工事が存在しないと知りながら交付決定をしたのではありませんか。
- 「付替水路工204,000千円」は本当は何に使われたのですか。

(回答)

「付替水路工 204,000 千円」については、付替水路工 29-2、29-3 として、付替水路の工事中道路を施工しています。それ以外については、入札不調などで発注時期が遅れ、工期確保が困

難となったため、同じ補償工事である付替町道に流用しました。

平成 29 年度に実施できなかった工事については、平成 30 年度、平成 31 年度に予算要求し実施しています。

なお、ご質問文中の『当該 2 件の工事用道路工事は、平成 30 年度施工の付替水路設計書の「工事用道路工 819,454 円」及び「工事用道路防護施設工 952,391 円」と同一内容である』との記載については、それぞれの工事設計書の工種明細表には正しい数量が記載されていますので、付替水路工 30-1 と付替水路工 29-2、29-3 の工事内容が重複していることはありません。

また、ご質問文中の「工事施工承諾書」は、その後に発注した付替水路工 30-1、30-3 のものであり、付替水路 29-2、29-3 については、工事前に借地契約しており適正に対応しています。

【第四の質問】

平成30年度の補助金について、平成31年2月25日に「付替水路工1式90,000千円」が補償工事として承認されている。その使途工事として2件の工事(付替水路工30-1、30-3)が開示されたが、平成30年5月10日、平成30年7月24日に契約している工事であり、国土交通省が承認する前である。また、財源が(工事設計書事業費総括表より)「補償工事費」ではなく「本工事費」となっているため、この工事は「付替水路工1式 90,000千円」のものではない。

- 福井県は、当該「付替水路工90,000千円」の代価たる工事が存在しないのに補助金交付を申請し、国土交通省もそれと知りながら交付決定をしたものではありませんか。
- 「付替水路工90,000千円」は本当は何に使われたのですか。

(回答)

ご指摘の付替水路工については、「付替水路工 30-1、30-3」にて補償工事の付替水路工に伴う掘削、法面工事を施工しています。

なお、付替水路工 30-1、30-3 の契約日の後に補助金交付決定額の経費の配分および内容の変更申請がなされたことについては、補助金等交付規則に基づき経費の配分変更が規定の割合を超える場合に必要手続きであることから、予算の執行が進み当該年度の各費目の配分額の目途がたった2月に申請したものです。

また、工事設計書事業費総括表に「本工事費」と記載されていたことについては、補償工事費として、経理上適切に処理しています。

【第五の質問】

平成31年度の補助金について、平成31年4月26日に「付替水路工1式64,000千円」が補償工事として承認されている。その使途工事として2件の工事(河内川ダム建設工事 1-3、1-4)が開示されたが、財源が(工事設計書 事業費総括表より)「補償工事費」ではなく「本工事費」となっている。

- 福井県は、当該「付替水路工64,000千円」の代価たる工事が存在しないのに補助金交付を申請し、国土交通省もそれと知りながら交付決定をしたものではありませんか。
- 「付替水路工64,000千円」は本当は何に使われたのですか。

(回答)

ご指摘の付替水路工については、河内川ダム建設工事 1-3、1-4 にて付替水路の法面工事を施工しており、近接する本工事のダム下流取付河川工事と合わせて発注しました。

なお、工事設計書事業費総括表に「本工事費」と記載されていたことについては、本工事費と補償工事費とに分けて、経理上適切に処理しています。